

議第19号

高山市が飛驒市に委託する事務の委託に関する規約の変更について

高山市が飛驒市に委託する事務の委託に関する規約を次のように変更するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第3項において準用する同法第252条の2の2第3項の規定により議決を求める。

令和4年3月1日提出

高山市長 國 島 芳 明

提案理由

高山市が飛驒市に事務委託している北吉城クリーンセンターについて、用途をし尿処理施設からし尿中継施設に変更するため変更しようとする。

高山市が飛驒市に委託する事務の委託に関する規約の一部を改正する規約

高山市が飛驒市に委託する事務の委託に関する規約（平成17年高山市告示第143号）の一部を次のように改正する。

改正前						改正後						
別表第1（第1条関係）						別表第1（第1条関係）						
委託事務		委託区域		委託期間		委託事務		委託区域		委託期間		
1の部・2の部（略）						1の部・2の部（略）						
3	下水道汚泥処理施設の設置、管理及び運営に関する事務 (1) みずほクリーンセンター	旧国府町区域 旧上宝村区域	平成44年度まで			3	下水道汚泥処理施設の設置、管理及び運営に関する事務 (1) みずほクリーンセンター	旧国府町区域 旧上宝村区域	令和14年度まで			
4	し尿処理施設の設置、管理及び運営に関する事務 (1) みずほクリーンセンター	旧国府町区域	平成44年度まで			4	し尿処理施設の設置、管理及び運営に関する事務 (1) みずほクリーンセンター	旧国府町区域 旧上宝村区域	令和14年度まで			
	(2) 北吉城クリーンセンター	旧上宝村区域	平成37年度まで				5	し尿中継施設の設置、管理及び運営に関する事務 (1) 北吉城クリーンセンター	旧上宝村区域	令和14年度まで		
5	火葬施設の設置、管理及び運営に関する事務 (1) 光明苑	旧国府町区域	平成45年度まで			6		火葬施設の設置、管理及び運営に関する事務 (1) 光明苑	旧国府町区域	令和15年度まで		
	(2)の項（略）						(2)の項（略）					
別表第2（第3条・第8条関係）						別表第2（第3条・第4条・第8条関係）						
委託事務		委託費用負担割合		財産の所有割合		委託事務		委託費用負担割合		財産の所有割合		
					飛驒市	高山市				飛驒市	高山市	
1の部～3の部（略）						1の部～3の部（略）						
4	し尿処理施設の設置、 管理及び運営に関する 事務 (1) みずほクリーン センター	管理運営費	平等割10%（比率は高山市 1/4、飛驒市3/4） 搬入量割90%	土地	—	—	し尿処理施設の設置、 管理及び運営に関する 事務 (1) みずほクリーン センター	管理運営費	平等割10%（比率は高山市 2/6、飛驒市4/6） 搬入量割90%	土地	—	—
		建設費	平等割20%（比率は高山市 1/4、飛驒市3/4） 搬入量割80%	建物等	67.158	32.842		建設費	平等割20%（比率は高山市 2/6、飛驒市4/6） 搬入量割80%	建物等	67.158	32.842
	(2) 北吉城クリーン センター	管理運営費	平等割10%（比率は高山市 1/2、飛驒市1/2） 搬入量割90%	土地	100.000	—	し尿中継施設の設置、 管理及び運営に関する 事務 (1) 北吉城クリーン センター	管理運営費	平等割10%（比率は高山市 1/2、飛驒市1/2） 搬入量割90%	土地	100.000	—
建設費	飛驒市70%、高山市30%	建物等	70.000	30.000	建設費	飛驒市70%、高山市30%		建物等	70.000	30.000		
5の部（略）						6の部（略）						

附 則

この規約は、令和4年4月1日から施行する。